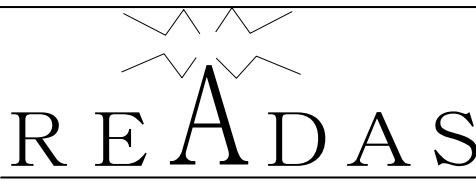


第 5326 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 10月 9日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 社員に提供する食事の取扱い

**Q**：社員に食事を提供する場合、源泉徴収しなければならない場合があるそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：一定の条件を満たす食事の支給については、源泉徴収が不要です。

### 【解説】

会社が社員に対して食事を支給する形態には、いろいろな形態がありますが、いずれも現物給与ですから、源泉徴収の対象になります。しかしながら、食事については、業務上の必要性から支給する場合や福利厚生的な面もあることから、一定の条件を満たす食事の支給については、給与課税しないこととして取り扱われています。

### 1. 昼食の取扱い

正規の勤務時間中に支給する昼食については、次のいずれにも該当する場合は、給与課税しないこととなっています。

- ①社員が食事価額の半額以上を負担していること
- ②社員に支給した食事について、会社が負担した金額が月額3,500円(税抜)以下であること

### 2. 残業、宿日直時に支給する食事

残業や宿日直勤務に対する夕食や朝食の支給は、勤務に伴い必要となる食事であることから、実費弁償の観点から、原則として、課税されないこととされています。

